福島県相双建設事務所からのお知らせ

工事の見積合わせでは、

「見積内訳書の提出」

が必要になります。

平成２８年４月より、福島県発注工事の随意契約の見積合わせにおいては、「見積書の提出と同時」に、「見積書に記載した金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）」を提出しなければなりませんので、ご注意ください。

なお、２５０万円以上のすべての工事について、見積内訳書の提出が必要になります。

　見積内訳書の標準様式、記載例、作成する際の留意点などについては、福島県入札管理課ホームページの「工事等の入札様式」をご覧ください。

　⇒福島県入札管理課の「工事等の入札様式」のページ

ＵＲＬ：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html

　　　(問い合わせ先　福島県相双建設事務所総務課　電話0244-26-1208)

